

Smart道庁推進本部の設置について（案）

1 設置の趣旨

限られた行財政資源の有効活用により、道政上の諸課題への的確な対応、持続的な道民サービスの提供と質的向上を図るため、業務改革、職員の働き方改革、内部統制、ICTの利活用に関し総合的・一体的に取組を推進することとし、副知事を本部長とする推進組織を設置する。

2 所掌事項

- (1) 業務改革の推進に関すること。
- (2) 職員の働き方改革に関すること。
- (3) 内部統制に関すること。
- (4) ICTの利活用による業務の効率化に関すること。
- (5) その他道庁組織の生産性向上に関し必要と認められること。

3 構成

組 織	構 成 員
推進本部	本部長（副知事）、副本部長（総務部長）、本部員（各部長、職員監、会計管理者、各（総合）振興局長、東京事務所長
幹事会	知事部局関係課長（行政改革課長、人事課長、財政課長、法制文書課長、情報政策課長、情報セキュリティ・情報基盤担当課長、政策局参事、出納局総務課長、財務指導課長 等）
専門部会	必要に応じて関係課主幹職から本部長が指定

4 本部の庶務

総務部行政改革局行政改革課において処理する。

5 設置

令和元年6月 日

5 その他

本部設置からから2年経過した後、所掌事務に関する状況等を踏まえ、必要な措置を講じる。